

令和3年第1回東広島市議会定例会

議

案

その2

令和3年2月

目 次

議案第70号	請負契約の締結について……………	1
議案第71号	東広島市国民健康保険条例の一部改正について……………	3

議案第70号

請負契約の締結について

令和2年度学校施設災害復旧事業ほか豊栄地区災害復旧工事（2-7）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和2年度学校施設災害復旧事業ほか豊栄地区災害復旧工事（2-7）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

1億8,560万3,000円

4 契約の相手方

東広島市豊栄町安宿5015番地の5

株式会社東豊建設

代表取締役 一 楽 日 月

(提案理由)

令和2年度学校施設災害復旧事業ほか豊栄地区災害復旧工事(2-7)の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第71号

東広島市国民健康保険条例の一部改正について

東広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東広島市国民健康保険条例（昭和49年東広島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附則第11項中「特措法附則第1条の2第1項の政令で定める日までの間において」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正等に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する規定の整備その他所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

第58条

2 市町村及び組合は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。